

個人番号届出書

山梨県知事 様

住所

氏名

印

電話番号

県営住宅の入居及び家賃決定等に係る個人情報について、次のとおり氏名及び個人番号を届け出ます。

番号	続柄	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号											
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

※別居扶養者については、個人番号の提供を受ける事務の対象外ですので、記入不要です。

1 個人番号を利用する事務は次のとおりです。

- ・山梨県営住宅の設置及び管理条例(平成9年山梨県条例第15号。以下「条例」という。)第8条第1項及び第2項の入居許可に関する事務
- ・条例第12条の同居の承認及び第13条の入居の承継に係る事業主体の承認に関する事務
- ・条例第14条第1項に規定する家賃の決定に関する事務
- ・条例第15条第1項及び第2項の収入の申告等に関する事務
- ・条例第29条に規定する収入超過者に対する家賃の決定に関する事務
- ・条例第31条第1項に規定する高額所得者の家賃の決定に関する事務

2 個人番号は、別途申し出がない限り、提供いただいた日から県営住宅を退去されるまでの間は、上記の事務に利用します。

※この欄には何も記入しないでください

・個人番号確認書類

・本人確認書類